

環境厚生常任委員会

日 時 平成30年9月14日（金） 午後1時30分 ～
場 所 第3委員会室

1 開 議

2 事務局日程説明

3 議案審査

【環境市民部】

(1) 第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）

【健康福祉部】

(1) 第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）

(2) 第3号議案 平成30年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

4 討 論～採 決

5 行政報告

【環境市民部】

(1) 南丹市・京丹波町の可燃ごみの処理について

6 陳情について

(1) 高齢者が安心して暮らせる介護保障の実現にむけての陳情

7 議会だよりの掲載事項について

8 わがまちトークの対応について

9 子どもの権利条例（仮称）について


10 その他



2018年8月22日

亀岡市議会議長
湊 泰孝 様

京都社会保障推進協議会
議長 渡邊 賢
京都市中京区壬生仙念町 30-2
ラポール京都 6階
TEL 075-801-2526 FAX 075-811-6170



高齢者が安心して暮らせる介護保障の実現にむけての陳情

【陳情趣旨】

住民のいのちと暮らしを守るための貴職のご尽力に心より敬意を表します。

さて、高齢化が急速に進み介護が必要な人が増える中、2018年4月から第一号被保険者(65歳以上)が支払う介護保険料が京都府内平均で5.4%以上引き上げられ、月額6,129円となり、制度発足時から2倍以上になっています。高齢者の暮らしは、年金制度改悪などで所得水準が下がり続け、介護保険料をはじめ社会保障の国民負担増でさらに苦しくなっています。

2018年4月から多くの自治体が開始した「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」は、全国の4割を越える市町村で「みなし指定」を更新せず、サービスを廃止するなどの実態となっています。京都府内でもこうした事業所の撤退でサービスを受けられない、受けるのを控える人が増えています。

さらに、2018年10月から開始する訪問介護の「生活援助」の回数制限についても、サービス利用の制限に拍車がかかる危険があります。つまり、地域ケア会議での検証・是正などでサービス規制がすすみ、また検証・是正を恐れてケアマネジャーが委縮して自主規制が広がる危険性をはらんでいます。

これらの度重なる介護保険制度の改悪によって、住民のなかに不安と困難が広がっていることから、すべての高齢者が安心して暮らせるために、以下の項目について国に対する意見書の提出を求めて陳情します。

記

【陳情項目】

- 1、保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。
- 2、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」については、介護保険を適用するように見直すこと。当面は、国の責任で必要な財政措置を含めた適切な支援を行うこと。
- 3、サービスの利用制限や回数の自粛に繋がり、ヘルパー労働者の高い専門性を否定する訪問介護の「生活援助」の回数制限を撤回すること。

高齢者が安心して暮らせる介護保障の実現にむけての意見書(案)

国民のいのちと暮らしを守るための貴職のご尽力に心より敬意を表します。

さて、高齢化が急速に進み介護が必要な人が増える中、2018年4月から第一号被保険者(65歳以上)が支払う介護保険料が京都府内平均で5.4%以上引き上げられ、月額6,129円となり、制度発足時から2倍以上になっています。高齢者の暮らしは、年金制度改悪などで所得水準が下がり続け、介護保険料をはじめ社会保障の国民負担増でさらに苦しくなっています。

2018年4月から多くの自治体が開始した「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」は、全国の4割を越える市町村で「みなし指定」を更新せず、サービスを廃止するなどの実態となっています。京都府内でもこうした事業所の撤退でサービスを受けられない、受けるのを控える人が増えています。

さらに、2018年10月から開始する訪問介護の「生活援助」の回数制限についても、サービス利用の制限に拍車がかかる危険があります。つまり、地域ケア会議での検証・是正などでサービス規制がすすみ、また検証・是正を恐れてケアマネジャーが委縮して自主規制が広がる危険性をはらんでいます。

これらの度重なる介護保険制度の改悪によって、国民のなかに不安と困難が広がっていることから、下記の項目について要望いたします。なにとぞご高配たまわりご尽力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 1、保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。
- 2、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」については、介護保険を適用するように見直すこと。当面は、国の責任で必要な財政措置を含めた適切な支援を行うこと。
- 3、サービスの利用制限や回数の自粛に繋がり、ヘルパー労働者の高い専門性を否定する訪問介護の「生活援助」の回数制限を撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

〇〇議会
議長 〇〇〇〇

【提出先】

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣

わがまちトーク班編成及び役割分担

開催日・会場・テーマ	宮前町 10.16(火)20:00～ 宮川公民館 ・宮前町の地域振興について ・西部地区に救急センターの設置について	千歳町 10.22(月)19:30～ 千歳町自治会館 ・高齢化の進行とまちづくりについて ・農業振興について	本梅町 10.24(水)13:30～ ほんめ町ふれあいセンター ・当町のまちづくりについて ・高齢者福祉対策について	畑野町 11.4(日)10:00～ 畑野町公民館 ・人口減少と高齢世帯が増加する中、 畑野町を元気づける方策について	東本梅町 12.1(土)20:00～ 東本梅町ふれあいセンター ・東本梅町の活性化について ・安心、安全のまちづくりについて
司会					
開会挨拶	湊議長	小松副議長	小松副議長	湊議長	湊議長
総務文教常任委員会	議員	議員	議員	議員	議員
	議員	議員	議員	議員	議員
環境厚生常任委員会	議員	議員	議員	議員	議員
	議員	議員	議員	議員	議員
産業建設常任委員会	議員	議員	議員	議員	議員
	議員	議員	議員	議員	議員
閉会挨拶					
受付担当					
写真担当					
要約筆記担当					
マイク担当					
会場責任者					
広報広聴会議	小川議員、三上議員	石野議員、富谷議員	山本議員、齊藤議員	平本議員、奥村議員	並河議員、奥村議員
集合時間	19:00	18:30	12:30	9:00	19:00
事務局	鈴木係長	山内次長、池永主任	山内次長、船越副課長	片岡局長、三宅主事	片岡局長、山末主事

子どもの権利に関する提言（案）

我がふるさと亀岡は、緑豊かな山々からの清流が豊かな田園地帯を潤し、盆地の中央を流れる保津川にそそぎ込み、自然と心豊かな人とまちを形成している。このまちで学び、育つ子どもたちは、ふるさとの宝であり、まちの未来を担うかけがえのない存在である。

1989年（平成元年）の国連総会において、子どもの基本的人権を国際的に保障するため、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）が採択され、日本は1994年（平成6年）に批准した。

しかしながら、我が国における子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、児童虐待やいじめ、引きこもりの増加、子どもの貧困問題、地域とのふれあいの希薄化等、さまざまな課題を抱えている状況である。

このような中、環境厚生常任委員会は、子どもの貧困をテーマとして取り組みをスタートし、先進地への視察や執行部との意見交換等による調査・研究を進め、平成29年7月に、事業計画の策定や実態調査の実施、全庁横断的な連携を求めた「**子どもの貧困対策に関する提言**」を市長に行った。その後も当委員会で調査・研究を重ね、子どもの貧困を根本的に解決していくには、全ての政策に子どもの権利の理念を浸透させるための方策が必要であると考え、亀岡市子どもの権利条例の制定に向けて調査・研究を行った。

亀岡市子どもの権利条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利が保障されるように、市等の責務を明らかにし、市の施策について基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して学び育つことができる地域社会の実現を図ろうとするものであり、本条例をより効果的に推進するための対応策について、下記のとおり提言する。

記

1 調整について

- (1) 市長部局の全ての部署及び教育委員会が、子どもの権利保障の観点から必要な連携ができるよう、統括を行う部署を設け、その部署に、子どもの権利に関する基本計画の策定や政策推進に必要な予算、人員、権限を付与すること。
- (2) 子どもとその家庭に直接関わる相談員等が、きめ細かな対応を行えるよう、必要な人員を確保すること。
- (3) 子どもとその家庭に直接関わる相談員等として就労する専門職が活躍するために必要な待遇改善を行うこと。

2 基本計画について

- (1) 子どもの権利を基盤とした包括的な計画とすること。
- (2) 福祉・教育に限らず、全ての分野における具体的な行動を示す内容とすること。

3 権利侵害の調査・救済について

- (1) 権利侵害について、子ども自身が相談できる仕組みを設けること。
- (2) 子どもの権利侵害についての調査権限を持ち、子どもを含む市民等からの苦情を受け付けて対応を行うことができる独立の機構を設けること。

4 資源配分について

- (1) 子どもの権利に関する政策の推進状況及び子どもの権利の趣旨に基づき、配分される資源の推移を把握すること。
- (2) 要保護及び準要保護児童生徒への**扶助費を拡充すること**。

5 子どもの権利条約及び亀岡市子どもの権利条例の普及啓発について

- (1) 市民等に対し、子どもの権利条約及び亀岡市子どもの権利条例の趣旨が広く普及されるよう啓発活動を行うこと。
- (2) 亀岡市職員、保護者、子どもに関する施設の設置者、管理者及び職員に、子どもの権利に関する学習の機会を十分に確保すること。
- (3) 子どもがその発達に応じて子どもの権利学習を行うことができるよう措置を講じること。
- (4) 子どもの権利学習の指導をする者が**子どもの権利についての知識**を備えていることを担保すること。
- (5) 普及啓発を図る際は、知識としての普及にとどまらず、日常の具体的な場面での適用を可能とする内容になるよう留意すること。

6 市民との協力について

- (1) **市民や地域で子どもに関する活動を行う団体等との連携を深め、互いの役割を明確にし、全ての子どもが地域行事や市のイベント等に参加できるよう努めること**。
- (2) **子どもたちがまちづくりに参画する機会を創出すること**。

7 子どもの意見の尊重について

- (1) 子ども自身に影響を及ぼすことについて、市及び学校が関わる場合は、子どもから聴取した意見の内容を記録すること。また、意見の聴取を行わなかった場合についても、その理由を記録すること。
- (2) 子どもに関する施設において、子どもの権利が保障されているかを調査し、その結果を公表し、施設の設置者、管理者及び職員等に適切な助言を与えること。

8 遊び、余暇及び文化的活動について

- (1) 子どもの遊びの場を保障できるよう適切な環境を整えること。
- (2) 子どもの遊び、余暇及び文化的活動を支える地域住民等と連携し、必要に応じたサポートを行うこと。